

加入・喪失等資格の変更について

新年度に向けて世帯の変更（家族が就職した等）や職員の雇用・退職に関する届出について変更のある方は、ご一読のうえお早めにご申請をお願いいたします。

加入申請について

Q. 同一世帯に市町村国保に加入している家族がいる場合

A. 国民健康保険である税理士国保では、国民健康保険法に基づき世帯単位での加入が義務付けられているため、**同一世帯での市町村国保と税理士国保の混在はできません。**

つきましては、税理士国保への加入申請の際に、市町村国保に加入している同一世帯の方がいる場合、**世帯全員で税理士国保に加入するか、世帯分離をしてご本人のみ加入する**、という手続きになりますのでご注意ください。

注意事項

- 住民票の謄本（世帯全員が記載されたもの）をご添付ください。
- 「健康保険等の加入状況報告書」につきましては、**住民票に記載されている方全ての保険の状況**をご記入ください。
- 申請の際にはご署名ご捺印及び添付書類を今一度ご確認ください。

喪失届について

Q. 喪失日について

A. 事務所を退職した場合………退職日の翌日が喪失日
新しい保険に加入した場合………新しい保険の加入日が組合の喪失日
※喪失日以降の給付は行いませんのでご注意ください。

注意事項

- 喪失届書を提出の際は、添付書類の被保険者証・高齢受給者証（70～74歳）・限度額認定証（該当者のみ）をご添付ください。
添付書類の提出ができない場合は、必ず「**被保険者証・高齢受給者証・組合員証添付不能・減失届**」のご提出をお願いいたします。
※75歳以上の組合員の場合は、「国民健康保険組合の組合員（75歳以上）脱退届出書」及び「組合員証」
- 市町村国保に加入される方は、当組合発行の「**資格喪失証明書**」が必要となります。
喪失届書の右下の「喪失証明書を希望する」欄より送付先を選択してください。

その他申請について

Q. 修学のため組合員とは別の住所地へ転出、または組合員の世帯に住所地を戻したときの届出について

A. 修学のために**住民票を異動した方、分離先の住所から組合員の世帯に住所地を戻した方**は届出をしてください。住民票を異動されていない方は届出不要です。

注意事項

- 下記の場合は**喪失届書**が必要となりますので、お早めのお手続きをお願いいたします。
- 就労により新しい保険に加入した場合
 - 学生ではなく、組合員と住所地が別になっている場合

* 各種申請方法について………組合ホームページ (<http://www.ka-z-kokuho.or.jp/>) または国保のしおりをご確認ください。

* 各種申請書について………各事務所にあります「規約・規程集」よりコピーしてご使用いただくか、または組合ホームページにて書式をダウンロードのうえ、ご使用ください。